

「併設施設地域開放型サービス付き高齢者向け住宅」の登録対象

以下に示す高齢者生活支援施設を併設しているサービス付き高齢者向け住宅とします。

(交流施設系)

- ①食事サービス施設（地域の方にも開放された食堂、近隣への食事配達）
- ②交流施設（集会所、サークル活動）
- ③健康維持施設（機能維持、機能回復）

(介護関連系)

- ④短期入所生活介護事業所
- ⑤短期入所療養介護事業所
- ⑥小規模多機能型居宅介護事業所
- ⑦看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス）
- ⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

併設される高齢者生活支援施設は、以下の点を考慮した運営がされていること。なお、運営については契約書、入居管理規定などを定期報告や立入検査時において確認する。

- ①入居者以外の方も利用できる地域に開かれた施設
- ②地域支援事業として社会参加の場所として利用される施設